

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		母子・父子自立支援員による配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対する行政指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		母子及び父子並びに寡婦福祉法
条 項		第8条第2項
所 管 課		子ども未来局子ども育成部子育て支援課（電話：048-829-1270）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定 (各事案ごとの裁量が大きく、指導内容も多岐にわたるため、一律に処理基準を設定することが困難である。)
	備 考	